

一般競争入札予定表

入札件名：29入札第181号 議会棟会議用テーブル及び椅子

購入請求課：県庁舎建設課

公告日	平成29年11月8日		
納入期限	平成29年12月28日		
入札参加申請受付期間	平成29年11月8日	～	平成29年11月27日 (17:00)
同等品	受付期間	平成29年11月8日	～ 平成29年11月21日 (17:00)
	回答期限	平成29年11月24日	
質問	受付期間	平成29年11月8日	～ 平成29年11月21日 (17:00)
	回答期限	平成29年11月24日	
入札日	平成29年11月28日 (10:00)		
入札会場	長崎県庁本館2階会議室		

一般競争入札の実施（公告）

物品の購入について一般競争入札に付するので、次のとおり公告する。

平成 29 年 11 月 8 日

長崎県知事 中村 法道

1 一般競争入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

29 入札第 181 号 議会棟会議用テーブル及び椅子

テーブル① 2 台

テーブル② 2 台

テーブル③ 1 台

会議用椅子 57 脚

(2) 購入物品の特質等

仕様書による。

(3) 納入期限

平成 29 年 12 月 28 日

(4) 納入場所及び条件

①納入場所 長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号 長崎県庁舎議会棟

②条 件 仕様書のとおり

(5) 入札の方法

前記(1)の物品を一括して入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。

(2) 令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

(3) 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成 17 年長崎県告示第 474 号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格を平成 29 年 11 月 1 日現在で有している者であること。

(4) 前項の資格登録時の本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内に登録している者であること。

(5) この公告の日から 9 の入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

(6) この公告の日から 9 の入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者でないこと。

3 当該調達契約に関する事務を担当する部局等の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市江戸町 2-13

（名称）長崎県出納局物品管理室

（電話）095-895-2881

4 契約条項を示す場所

3 の部局等とする。

5 入札説明書の交付方法

長崎県出納局物品管理室ホームページ上（<https://treasury.pref.nagasaki.jp/>）において、掲載する。

6 一般競争入札参加申請書の提出場所及び提出期限

入札参加希望者は、必ず一般競争入札参加申請書を提出すること。

（提出場所）長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 平成 29 年 11 月 27 日 17 時 00 分

7 同等品承認願の提出場所及び提出期限

(提出場所) 長崎県出納局物品管理室

(提出期限) 平成 29 年 11 月 21 日 17 時 00 分

8 入札書及び契約の手續において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札の場所及び期日等

(場所) 長崎県庁本館 2 階会議室

(期日) 平成 29 年 11 月 28 日 10 時 00 分開始

入札期日当日が悪天候(大雨、大雪、台風接近等)等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に 3 の部局に確認すること。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額(消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。)の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額の 100 分の 10 以上)を締結し、その証書を提出する場合

イ 入札期日の前日から前々年度までの間において、本県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの(2 件以上)を提出する場合

11 入札における入札者が代理人である場合の委任状の提出

入札者が代理人である場合は、委任状(委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。)の提出が必要である。

適正な委任状の提出がない場合、代理人は入札に参加することができない。

12 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、次の(1)から(9)までにより無効となった者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。

(2) 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。

(3) 入札者が法令の規定に違反したとき。

(4) 入札者が連合して入札をしたとき。

(5) 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。

(6) 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。

(7) 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(8) 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。

(9) 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。

(10) 入札者又は代理人が同一事項に対し 2 以上の入札をしたとき。

(11) 入札書に入札金額又は入札者の記名押印がないとき(入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県へ届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。)等、入札者の意思表示が確認できないとき。

(12) 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

(13) 入札書の首標金額が訂正されているとき。

(14) その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

13 落札者の決定方法

(1) 長崎県財務規則(昭和 39 年長崎県規則第 23 号)第 97 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を落札者とする。

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行業務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。
- (4) 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合、落札決定を取り消すこととする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書4に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- (3) その他、詳細は入札説明書による。

入 札 説 明 書

1 「入札に関する条件」及び「注意事項」

(1) 入札番号、購入物品名及び数量

29 入札第 181 号 議会棟会議用テーブル及び椅子
テーブル① 2 台
テーブル② 2 台
テーブル③ 1 台
会議用椅子 57 脚

*規格、納入条件等は別紙仕様書のとおり

(2) 「一般競争入札参加申請書」の提出について

入札参加希望者は必ず「一般競争入札参加申請書（調達様式第 11 号）」を、持参、郵送又は F A X にて提出すること。一般競争入札参加申請書を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できない。一般競争入札参加申請書は長崎県へ届出済の印影があるものに限る（明確に押印すること）。

「一般競争入札参加申請書」の提出場所及び提出期限

〔提出場所〕長崎県出納局物品管理室

〔提出期限〕平成 29 年 11 月 27 日 17 時 00 分（必着）

(3) 「同等品承認願」の提出について

例示品ではなく、仕様書に基づき同等品にて入札書を提出される場合は「同等品承認願（調達様式第 4 号）」を郵送又は持参にて提出し、事前に審査を受けること。

提出については複数回可能とし、受付日の翌日から 3 日（休日を除く。）以内（平成 29 年 11 月 21 日提出のあったものについては、平成 29 年 11 月 24 日まで）に、審査結果を県庁舎建設課より F A X にて回答します。ただし、同等品承認願に添付するカタログ等の資料等に不足等があった場合、期限内に回答できない場合があります。期限までに回答がない場合は、県庁舎建設課までお問い合わせください。

※「同等品承認願」の提出場所及び最終提出期限等

〔提出場所〕長崎県出納局物品管理室

〔最終提出期限〕平成 29 年 11 月 21 日 17 時 00 分（必着）

〔提出方法〕メーカー名・品名・規格・型番を明記し、代表者職氏名・代表者印を押印のうえカタログ等の仕様を確認できる書類と共に提出すること。（同等品については複数可。但し、納品は一種類とすること。）

※「同等品承認願」に添付するカタログ等の資料については、仕様書番号を付して要求をみたく箇所を明確にすること。また、カタログ等に記載のないものについては、メーカーの機能証明書を提出すること。

(4) 物品等の納入場所及び納入期限

〔納入場所〕長崎県長崎市尾上町 3 番 1 号 長崎県庁舎議会棟

〔納入期限〕平成 29 年 12 月 28 日

(5) 入札期日及び場所

入札期日：平成 29 年 11 月 28 日 10 時 00 分 開始

入札場所：長崎県庁本館 2 階会議室

※入札期日当日が悪天候（大雨、大雪、台風接近等）等の場合は、開札を延期することもあるので、事前に物品管理室管理室に確認すること。

(6) 質問書の提出について

当該入札に関する質問については、「質問書（調達様式第 6 号）」を下記提出場所へ平成 29 年 11 月 21 日 17 時 00 分までに F A X にて提出すること。なお、必ず着信の確認を行なうこと。

※回答については、平成 29 年 11 月 24 日までに「質問への回答書（調達様式第 7 号）」により F A X にて回答します。

①仕様書に関する質問提出場所 県庁舎建設課 総務調整班

F A X 0 9 5 - 8 9 4 - 3 4 8 7 TEL095-894-3161

②調達手続に関する質問提出場所 物品管理室

(7) 入札書の記載方法

- ア 入札書及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた金額）を入札書（調達様式第8号）に記載すること。
- ウ 入札金額（首標金額）は訂正することができない。首標金額と内訳の単価に数量を乗じて得た金額及びその合計金額が異なる場合、首標金額を入札金額として採用する。
- エ 入札者は、入札書の提出後は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- オ 入札者が代理人である場合は、「委任状（調達様式第9号）」（委任者が長崎県へ届出済の印影があるものに限る。）の提出が必要である。この場合、本人の委任状を提出するとともに入札書には代理人の記名押印が必要であること。

【注意事項】

- ① 入札書は封筒に入れ、封筒に入札者の商号又は名称、入札番号及び入札物品名を記載し提出すること。
- ② 入札書を提出する前に、入札金額以外の記載事項について訂正したときは、入札書に使用する印鑑（代理人が入札をする場合、委任状に押印されている印鑑と同じ印鑑）を訂正個所に押印すること。
- ③ 入札書は、誤算、違算、記載間違いがないよう、十分注意すること。
- ④ 入札書の宛名は長崎県知事とすること。

(8) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金
免除する。
- イ 契約保証金
(ア) 契約保証金等は、契約書と同時に提出すること。
(イ) 契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下同じ。）の100分の10以上の金額を納付すること。ただし次の場合は契約保証金の納付が免除されるものとする。
- ・ 保険会社との間に長崎県知事を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - ・ 入札期日の前日から前々年度までの間において、本県もしくは他の地方公共団体又は国との間に、契約金額が該当する規模以上の物品の売買、製造、加工、修繕及び借入れに係る契約の履行の実績が2件以上あり、その履行を証明するもの（2件以上）を提出したとき。
- なお、契約の規模については、契約金額が該当する次のいずれかの規模以上のものであることとする。
- ① 2,000万円以上
 - ② 2,000万円未満500万円以上
 - ③ 500万円未満
- (ウ) 契約保証金の納付は国債及び地方債等の担保の提供をもってこれに代えることができる。

(9) 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、下記のアからケまでにより無効となった者は再度の入札に加わることはできない。

- ア 競争入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- イ 一般競争入札参加申請書を提出していない者が入札したとき。
- ウ 入札者が法令の規定に違反したとき。
- エ 入札者が連合して入札したとき。
- オ 入札者が入札に際して不正の行為をしたとき。
- カ 入札者が他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をしたとき。
- キ 指名停止の措置を長崎県から受けている者又は受けることが明らかである者が入札したとき。
- ク 長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者又は受けることが

明らかである者が入札したとき。

ケ 同等品承認のなされなかったもので、入札をしたとき。

コ 入札者又は代理人が同一事項に対し2以上の入札をしたとき。

サ 入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がないとき（入札者が代表者本人である場合に印影が長崎県への届出済の印影でない場合及び入札者が代理人である場合に印影が委任状の代理人の印影でない場合を含む。）など、入札者の意思表示が確認できないとき。

シ 誤字、脱字等により入札者の意思表示が不明瞭であると認められるとき。

ス 入札書の首標金額が訂正されているとき。

セ その他入札書の記載事項について入札に関する条件を充足していないと認められるとき。

(10) 落札者の決定

ア 予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とするものとする。

イ 落札者となるべき同価格の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札者に代えて、当該入札事務に関係のない県の職員がくじを引くものとする。

ウ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けた場合又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

エ 落札者が落札決定から契約締結日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けた場合又は受けることが明らかとなった場合は、落札決定を取り消すこととする。

【注意事項】

- ・入札期日において、第1回目の開札で落札者が決定しない場合、入札者の立ち会いのもとに、直ちに、その場で、再度、再々度の入札を行う予定である。再度、再々度の入札を辞退する者は、入札書中、首標金額の欄に「辞退」と記載のうえ、入札書を提出すること。

- ・再々度の入札においても、落札者が決定しない場合、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の2第1項第8号の規定により、見積を行う場合がある。よって、入札は、見積を含め最大4回となる場合があるので、入札書（4枚以上）及び印鑑（入札者が代表者本人である場合は、長崎県への届出済の印影と同一のもの。入札者が代理人である場合は、委任状の代理人の印影と同一のもの。）を持参すること。

- ・入札者が代理人である場合、委任状の提出が必要であること。

（※代理人が入札をする場合、適正な委任状の提出がなければ代理人は入札に参加することができない。）

(11) 入札書及び契約書の作成等

ア 入札書及び契約書の作成及び提出に要する一切の費用は、入札者の負担とする。

イ 落札通知を受けた日から7日以内に契約締結ができるよう手続を行い、「契約書（調達様式第106号）」を提出すること。

ウ この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、付属書四に掲げられている「政府調達に関する協定」の適用を受けるものではない。

エ その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則の定めるところによる。

(12) 競争入札の参加資格

ア 令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。なお、被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第1号の規定に該当しない者である。

イ 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3年を限度として知事が定める期間を経過しないもの又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

ウ 長崎県が発注する物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れ並びに庁舎及び道路の清掃並びに昇降機設備保守点検の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法について定める告示（平成17年長崎県告示第474号）に基づき、物品の製造の請負、買入れ、修繕及び借入れに係る競争入札参加資格を平成29年11月1日現在で有している者であること。

エ 前項の資格登録時の本社又は支社（支店・営業所含む）所在地を長崎県内に登録している者であること。

オ この公告の日から入札期日までの間において、指名停止の措置を長崎県から受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

カ この公告の日から入札期日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者でないこと。

2 その他

当該調達契約事務に関する担当部局

〔住 所〕 〒850-8570 長崎県長崎市江戸町2-13

〔名 称〕 長崎県出納局物品管理室

〔電 話〕 095-895-2881

品名：議会議用テーブル・椅子

1. 規格・仕様

(1) 会議テーブル

- ① テーブルの寸法は、高さを H700～720mm とし、幅 (W)・奥行き (D)・天板形状を以下の通りとすること
テーブル①：W3200mm D1200mm 天板形状：長方形
テーブル②：W3600mm D1200mm 天板形状：長方形
テーブル③：W2400mm (最大部) D1200mm (最大部) 天板形状：船 (ボート) 形
※船 (ボート) 形は、長方形の長辺が外側に膨らんだ形状を表すこととする
- ② 3種類のテーブルはすべて同一シリーズの形状・寸法違いの製品とすること
- ③ 天板は表面が木材で、色は濃い木目柄とし、配線機能等を備えないものとする
※天板の木目柄について、色の濃さを複数選択できる場合は、契約締結後に協議の上決定する
- ④ 脚部はアルミもしくはスチール製とし、ポリッシュ (ミラー) 仕様とすること
- ⑤ 脚は、テーブル両端付近と中央の計 3 箇所もしくは両端付近の計 2 箇所に、各 1 本もしくは 2 本の支柱をもつこと
- ⑥ 脚部の支柱からは、外側に向けて脚羽根が伸びていること
- ⑦ グリーン購入法適合品であること
- ⑧ 「一般社団法人日本オフィス家具協会 (JOIFA)」に加盟したメーカーの品であること

(2) 会議用椅子

- ① 外寸は、脚部の幅を W630～690 mm、座面先端から背部までの奥行きを D560～630 mm、座面高さ最低時の高さを H890～980 mm (座面 SH390～440mm) とすること
※座の奥行きが調整できる場合、最低値が条件を満たすようにすること
- ② 背・座の張地は黒色の布地張りとし、背はメッシュ仕様とすること
※座面にはクッションを備えること
- ③ 脚構造はポリッシュ (ミラー) 仕上の金属製 5 本脚とし、キャスターを備えること
- ④ 上下昇降機能を備えること
- ⑤ 自動での強弱調整と固定が可能なロッキング (リクライニング) 機能を備えること
- ⑥ 肘掛けを備えること
※肘掛の高さや角度が固定されているものとする
- ⑦ グリーン購入法適合品であること
- ⑧ 「一般社団法人日本オフィス家具協会 (JOIFA)」に加盟したメーカーの品であること

2. 数量

【会議テーブル】

- テーブル① 2台
(3階：2台)
テーブル② 2台
(1階：2台)
テーブル③ 1台
(3階：1台)

【会議用椅子】

- 57脚
(1階：20脚 2階：14脚 3階：23脚)

3. 参考例示品

【会議用テーブル】

- 株式会社イトーキ / DDF-322HN4-A49 (テーブル①)
DDF-362HN4-A49 (テーブル②)
DDF-242BN4-A49 (テーブル③)
- コクヨ株式会社 / WT-PW303W09 (テーブル①)
WT-PW304W09 (テーブル②)
WT-PW312W09 (テーブル③)

【会議用椅子】

- 株式会社イトーキ / KF-535JB-ZTT1
- コクヨ株式会社 / CR-GA3041E6KZB6-W

4. 納入場所・納入期限

納入場所：長崎県長崎市尾上町3番1号 長崎県庁舎議会棟

納入期限：平成29年12月28日

(納品日は平成29年12月の間で、県庁舎建設課と協議のうえ決定すること)

(複数回に分割して納入することも可能であること)

(土曜日、日曜日又は祝日においても可能であること)

5. 留意事項

- ① 参考例示品または上記要求仕様を満たすもの（同等品）を納品すること。
- ② 納入品はすべて同一メーカーであること。
- ③ 受注者は、納入期限までに納入品の搬送・搬入、組立て、設置等を行い、受注者と発注者の双方で物品の検査・検収を行うこと。
- ④ 作業時の養生は別紙の範囲について移転業務を請負う業者が実施済みであるが、納品に必要な範囲は別途受注者が実施すること。なお、移転業者の実施した養生に損害を与えた場合は、直ちに県庁舎建設課の担当職員に連絡するとともに、受注者の責任において復旧すること。
- ⑤ 納入に際しては、あらかじめ県庁舎建設課の担当職員と搬入経路、駐車場、エレベーターの使用等について打合せの上実施すること。
- ⑥ 搬入、設置等に際して、施設および備品などに損害を与えた場合は、直ちに県庁舎建設課の担当職員に連絡するとともに、受注者の責任において復旧すること。
- ⑦ 梱包資材等は受注者の責により構外処分すること。
- ⑧ 納入後、通常使用により故障した場合の無償保証（修理もしくは交換）期間を1年以上付すこと。
- ⑨ 納入品の搬送・搬入、組立て、設置等に要する費用はすべて入札価格に含めること。